特 集

マイナ保険証
がスタートしました

令和６年12月２日から、健康保険証は「マイナ保険証」を基本とする仕組みへと移行しています。「マイナ保険証」とは、保険証として登録したマイナンバーカードのことです。今月号では、「マイナ保険証」についてご紹介します。

マイナ保険証でできる！４つのこと

1 過去の情報をもとにより良い医療が受けられる

情報提供に同意することで、過去に処方された薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有することができるため、より良い医療が受けられます。

2 手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いを免除

医療費が高額になったときに、限度額認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

3 転職、転居などの際にもすぐに医療機関を受診できる

就職や転職、転居などで保険者が変わった場合でも健康保険への加入の手続きが完了すれば、マイナンバーカードを使って病院で受診することができます。

4 確定申告で医療費控除が入力しやすくなる

マイナポータルで令和3年9月以降の医療費通知情報（健康保険証を使って受診・調剤を受けた額）が確認できます。また、マイナポータルを通じて医療費控除の申請が簡単になります。

マイナ保険証の登録がまだの方はここで登録できます！

◆医療機関や薬局

医療機関で受診、薬局での調剤の際、窓口のカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り、案内にしたがって操作することで簡単に登録できます。

◆市役所　医療保険課・市民課・各支所

◆マイナポータル

右の二次元コードから、「マイナポータル」にアクセスし、表示にしたがって操作することで、いつでもどこでもマイナ保険証の利用手続きができます。

◆セブン銀行 ATM

セブン銀行のATMでも、手数料無料で手続きができます。詳しい方法は、右の二次元コードからご確認ください。

12月以降の受診の仕方

国民健康保険加入または後期高齢者医療保険加入の方

マイナ保険証を持っている場合

保険証の有効期限（令和７年７月31日）までは、現在お持ちの保険証またはマイナ保険証を使って医療機関を受診してください。令和７年８月１日以降はマイナ保険証をご利用ください。

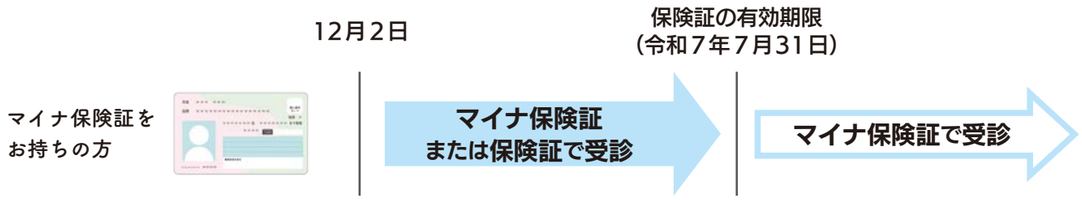

マイナ保険証を持っていない場合

現在、紙の保険証をお持ちの方は、令和７年７月31日の有効期限まで利用できます。有効期限後は、保険証に代わるものとして送付予定の「資格確認書」を使って医療機関を受診できます。「資格確認書」は令和７年７月下旬に、対象者に送付します。

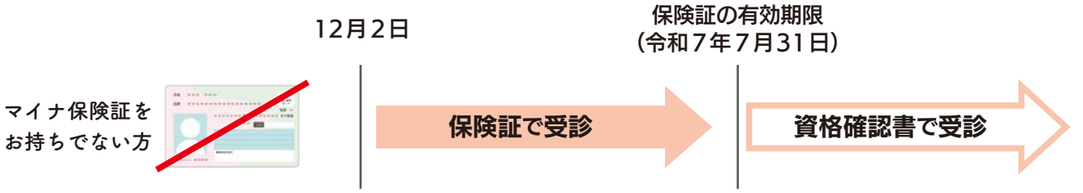

社会保険等に加入の方 ※会社員・公務員など

会社員や公務員などの社会保険に加入している方は、保険証の有効期限や保険証に代わる「資格確認書」の送付の時期など、加入している保険によって対応が異なります。保険証の発行元または人事担当へお問い合わせください。

お問い合わせ先

マイナンバーカードの保険証利用に関してのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
受付時間（年末年始を除く）
平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～17:30

国民健康保険、後期高齢者医療保険に関してのお問い合わせ

医療保険課　☎52-1111（内線162）

政府広報オンラインでは、マイナ保険証の使い方やよくある質問などをご紹介していますので、併せてご覧ください。